

11 特定廃棄物埋立処分事業について

(1) 概 要

福島第一原発事故により生じた特定廃棄物等³³⁾は、国の特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）で埋立処分が行われており、令和3年2月末までに約16万7千袋が埋立処分されている。

県では、国、県、富岡町及び楡葉町と締結した安全協定に基づき、特定廃棄物埋立処分施設が安全に運営されるよう、現地確認や環境モニタリングを行い、安全・安心を確保していく。

なお、特定復興再生拠点区域から生じる特定廃棄物の処分は、双葉地方広域市町村圏組合が大熊町内に所有する最終処分場（クリーンセンターふたば）を活用することとなっている。

(2) 特定廃棄物埋立処分事業に係る経緯

平成25年 12月14日	国が特定廃棄物等の処理にあたって、福島県及び大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町に対し、富岡町の既存の民間管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）の活用を要請
平成26年 2月12日	福島県知事から国に対し、施設の配置計画案の見直し（固型化施設等関連施設を楡葉町に設置）等を申入れ
平成26年 3月27日	福島県知事の申入れに対し、国が固型化施設等関連施設を楡葉町に設置すること等を回答
平成26年 4月19日	国が既存管理型処分場の活用に関する楡葉町住民説明会を開催（4月20日まで延べ2日間）
平成26年 6月8日	国が既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（6月14日、15日の延べ3日間）
平成27年 6月5日	環境大臣が福島県知事及び富岡・楡葉両町長に対して、施設の更なる安全対策や国有化の考え方を提示
平成27年 6月27日	国が既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（6月28日まで延べ2日間）
平成27年 7月19日	国が既存管理型処分場の活用に関する楡葉町住民説明会を開催（7月20日まで延べ2日間）
平成27年 8月25日	福島県知事、富岡・楡葉両町長から国へ安全対策等に関して申入れ
平成27年 11月16日	8月25日の申入れを踏まえ、再度、国が考え方を提示
平成27年 11月24日	福島県から富岡・楡葉両町へ、極めて自由度の高い交付金として100億円を措置することを表明
平成27年 12月4日	福島県知事、富岡・楡葉両町長から環境大臣、復興副大臣に対して、国の埋立処分事業を容認する旨を回答するとともに、国が以下の4項目に責任を持って対応するよう申入れ <4項目の申入れ内容> <ul style="list-style-type: none"> • 地元への丁寧な対応 • 処分場の国有化と安全協定の締結 • 県・両町との協議の上での輸送計画策定 • 両町の地域振興策の具体化
平成28年 4月18日	国が処分場を国有化
平成28年 6月27日	国、県、富岡・楡葉両町による安全協定を締結

平成29年 10月23日	国が各保管場所からの搬出に係る保管管理者・市町村説明会を開催
平成29年 11月17日	処分場への搬入開始
平成30年 8月24日	国が富岡町に特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を開館
平成31年 3月～	国が楡葉町に設置したセメント固型化処理施設の本格稼働を開始

- 33) ・ 特定廃棄物等：双葉8町村の住民帰還後の生活ごみ、対策地域内廃棄物等及び福島県内の指定廃棄物のうち、放射能濃度が10万 Bq/kg以下のもの
- ・ 特定廃棄物：対策地域内廃棄物又は指定廃棄物
 - ・ 対策地域：汚染廃棄物対策地域（旧警戒区域・旧計画的避難区域等）
 - ・ 指定廃棄物：「放射性物質汚染対処特措法」に基づき環境大臣が指定した、放射能濃度が8,000 Bq/kgを超える廃棄物

(3) 特定廃棄物埋立処分事業の流れ



埋立処分の流れ（出典：「特定廃棄物の埋立処分事業（環境省）」）



特定廃棄物等埋立処分場（出典：「特定廃棄物の埋立処分事業（環境省）」）